

一般社団法人信州みんなの暮らし研究所 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人信州みんなの暮らし研究所と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域課題を解決し地域を活性化する人づくり、地域づくりを行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 地域課題の解決及び活性化を目的とした行政、企業、労働者及び住民のニーズ調査の設計、実施及び分析
2. 県民主体で行う調査の設計及び共有のコーディネート
3. 地域課題の解決及び活性化を目的とした事業の計画策定、コンサルティング及びモデル事業運営
4. 地域課題の解決及び活性化を目的とした行政、住民及びステークホルダーによる会議の開催、運営
5. 地域資源の発掘とプロモーションや販路開拓支援
6. 地域創生及び支援に関わる人材の育成
7. 行政、企業、労働組合、住民等の方々を対象とした情報提供及び勉強会の開催
8. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 本法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 会員となるには、本法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義

務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故ある時は、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事が招集する。

3 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

4 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各会員に対して発する。ただし、一般法人法第38条第1項第3号又は4号により書面または電磁的方法をもって議決できる旨を定めた場合には、社員総会の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、各会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 社員総会に出席しない会員は、理事会で定めた時はあらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって議決し、または他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

3 前項の規定により書面または電磁的方法をもって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任及び構成)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。

3 必要に応じ、理事のうち、理事会の決議によって副理事長2名以内を置くことができる。副理事長をもって同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係がある者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事長は、本法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は理事長を補佐する。

3 理事は、本法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事とし

ての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、金100万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第28条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。
- 4 理事会の招集は、毎事業年度毎に2か月を超える間隔で4回以上行う。
- 5 理事会の招集通知は、会日より2日前までに、書面又は電磁的方法で各理事に対してこれを発する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告)

第32条 理事長、副理事長は、毎事業年度ごとに2か月を超える間隔で4回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 前項の場合を除き、理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第34条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を定めた時は当該基準を記載した書類

(剰余金の不分配)

第38条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会

員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人は解散等により清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第43条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	高橋 潤
設立時理事	根橋 美津人
設立時理事	轟 寛逸
設立時代表理事	住所 長野県諏訪郡富士見町境1461番地 高橋 潤
設立時監事	佐藤 豊

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第44条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	長野県長野市大字三才59番地
設立時社員	小池 政和
住 所	長野県安曇野市豊科高家2358番地
設立時社員	村山 智彦

(法令の準拠)

第45条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人信州みんなの暮らし研究所設立のため、設立時社員小池政和ほか1名の定款作成代理人司法書士鈴木祐介は、電磁的記録であるこの定

款を作成し、これに電子署名をする。

令和7年3月19日

住 所 長野県長野市大字三才59番地

設立時社員 小池 政和

住 所 長野県安曇野市豊科高家2358番地

設立時社員 村山 智彦

上記設立時社員2名の定款作成代理人

長野市大字安茂里8038番地 犀北ハイツ103

司法書士 鈴木 祐介